



障がい福祉制度のお知らせ

重度または中程度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする場合は、手当が支給されます。該当する障がいやその程度は法律で定められており、医師の診断書等に基づき判定されます。

■特別障害者手当

◎対象

精神または身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあり、在宅で生活している20歳以上の人

◎手当額 月額 27,200円

■障害児福祉手当

◎対象

精神または身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする状態にあり、在宅で生活している20歳未満の人

◎手当額 月額 14,790円

◎問い合わせ先 障害福祉課

■特別児童扶養手当

◎対象

精神または身体に中度以上の障がいを有する20歳未満の児童を家庭で養育している父母または父母に代わってその児童を養育している人

◎手当額

1級：月額 52,200円

2級：月額 34,770円

◎問い合わせ先

子育て支援課

※各手当とも所得制限があり、施設に入所している場合等は支給されません。

※手当額の月額は、改定される場合があります。

〈問い合わせ先〉障害福祉課 (☎ 82-1170) 子育て支援課 (☎ 82-1175)



新入学学用品費(就学援助)の申請

◎入学前の3月に支給します

市では、児童・生徒が小中学校に通う間、経済的な理由により給食費の支払いや学校用品等の購入が困難なご家庭に、その費用の一部を援助しています。

令和2年度に小中学校に入学する児童・生徒に、就学援助のうち入学に必要な「新入学学用品費」を、入学前の3月に支給します。

入学予定の児童・生徒がいるご家庭に、1月下旬から申請書を郵送します。就学援助の受給要件に該当する保護者で、入学前の受給を希望される人は、内容を確認のうえ申請してください。

◎対象 次のすべての要件に該当する人

- 令和2年3月1日現在で市内に住所を有する人

- 令和2年4月に小学校または中学校に入学する児童・生徒の保護者

- 市の就学援助の受給要件に該当する人

◎申請期間 2月3日(月)～28日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

◎支給額 小学校 50,600円

中学校 57,400円

◎支給日 3月13日(金)

◎申請に必要なもの

入学通知書に同封した申請書、印判、振込先の口座通帳、マイナンバーが確認できるもの、身分証明書(運転免許証など)

※詳しくはお問い合わせください。

◎申請場所

学校教育課、山陽総合事務所

〈問い合わせ先〉学校教育課 (☎ 82-1202)